桐生市スポーツ・文化参加奨励金交付要綱

|  |
| --- |
| (令和4年4月1日施行) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 改正 | 令和7年4月1日 |

 |

桐生市スポーツ・文化参加奨励金交付要綱(平成9年4月1日施行)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条　この要綱は、桐生市及び群馬県等を代表して国際大会を含む関東大会(北関東大会等を含む。)以上のスポーツ又は文化芸術の大会等に出場する個人又は団体に対し、桐生市スポーツ・文化参加奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条　交付の対象となる者は、桐生市の住民基本台帳に記録されている者又は桐生市内に所在する団体で、予選(県等の選抜による場合は除く。)を経て、別表第1から別表第4までに掲げる大会に出場する者又は団体とする。

(奨励金の額等)

第3条　大会の種類ごとの奨励金の額及び交付対象者は、次の各号に定める大会の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)　スポーツ部門の大会のうち、第3号及び第4号に定める大会以外の大会に出場する場合　別表第1に定める額及び交付対象者

(2)　文化芸術部門の大会に出場する場合　別表第2に定める額及び交付対象者

(3)　高校生が、学校体育活動の一環で大会に出場する場合　別表第3に定める額及び交付対象者

(4)　中学生が、学校体育活動の一環で大会に出場する場合　別表第4に定める額及び交付対象者

2　桐生市内の高等学校が全国高等学校野球選手権大会又は選抜高等学校野球大会に出場する場合の奨励金の額は、市長が別に定める。

(交付の申請)

第4条　前条第1項第1号から第3号までに定める場合で、奨励金の交付を受けようとする者は、第2条に規定する個人(その者が児童又は生徒である場合には、その保護者)又は団体の代表者が交付申請を行うものとする。ただし、別表第3(2)に掲げる大会については、個人競技であっても第2条に規定する団体の代表者が申請を行うものとする。

2　前項の申請は、桐生市スポーツ・文化参加奨励金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記入して、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1)　大会実施要項

(2)　出場者名簿

(3)　予選結果

3　申請書は、大会終了日から14日以内に市長に提出しなければならない。ただし、特別の事情により大会期日前に奨励金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする日の14日前までに申請書を提出しなければならない。

第5条　第3条第1項第4号に定める場合で、奨励金の交付を受けようとする者は、第2条に規定する団体の代表者が申請を行うものとする。

2　前項の申請は、桐生市スポーツ・文化参加奨励金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記入して、次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、市内私立中学校生徒に係る申請については、第2号に掲げる書類のみ添えて行うものとする。

(1)　中体連主催大会報告書(様式第2号)

(2)　大会実施要項

(3)　宿泊(弁当・航空)要項

3　申請書は、大会終了日から14日以内に市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第6条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、桐生市スポーツ・文化参加奨励金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2　奨励金の交付は口座振込とする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(奨励金の返還等)

第7条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の全部若しくは一部の返還を命じ、又は奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の行為によって奨励金の交付を受け、又は受けようとしたことが判明したとき。

(2)　奨励金の交付申請に係る大会へ出場できなかったとき。

(補則)

第8条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この要綱の規定は、施行日以後に申請された奨励金について適用し、同日前に申請された奨励金については、なお従前の例による。

附　則(令和7年4月1日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第3条関係)

スポーツ部門(別表第3及び別表第4以外)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大会種別 | 交付金額 | 交付対象者 |
| (1人当たり) |
| (1)オリンピック・パラリンピック | 5万円 | 個人申請、団体申請に関わらず、桐生市の住民基本台帳に記録されている者 |
| (2)世界選手権(海外開催) | 3万円 |
| (3)世界選手権(国内開催) | 2万円 |
| (4)国際大会 | 1万円 |
| (5)全国大会 | 6,000円 |

備考

(1)　世界選手権(海外開催)とは、海外において開催される国際オリンピック委員会(IOC)承認の国際競技連盟(IF)が主催する世界選手権大会をいう。

(2)　世界選手権(国内開催)とは、国内において開催される国際オリンピック委員会(IOC)承認の国際競技連盟(IF)が主催する世界選手権大会をいう。

(3)　国際大会とは、公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会及び一般社団法人全日本知的障がい者スポーツ協会並びにこれらに加盟している競技団体が主催する大会であって、別表第1(1)から(3)までに掲げる大会以外の国際大会をいう。

(4)　全国大会とは、公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会及び一般社団法人全日本知的障がい者スポーツ協会並びにこれらに加盟している競技団体が主催する全国大会をいう。

(5)　オリンピック又はパラリンピックに出場し、上位の成績を修めた場合には、別途協議の上追加交付することができる。

別表第2(第2条、第3条関係)

文化芸術部門

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 大会種別 | 交付金額 | 交付対象者 | 交付対象者 |
| (1人当たり) | (学校活動) | (学校活動以外) |
| (1)国際大会 | 1万円 | 桐生市内の小学校・中学校・高等学校に通学する者 | 対象外とする。 |
| (2)全国大会 | 6,000円 | 個人申請、団体申請に関わらず、桐生市の住民基本台帳に記録されている者 |

別表第3(第2条、第3条関係)

高校生の学校体育活動

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大会種別 | 交付金額 | 交付対象者 |
| (1)全国大会(公益財団法人全国高等学校体育連盟主催大会) | 1人当たり | 6,000円 | 桐生市内の高等学校に通学する者 |
| (2)関東大会(関東高等学校体育連盟主催大会) | 団体競技(1団体当たり) | 9,000円 |
| 個人競技(1人当たり) | 1,500円 |

別表第4(第2条、第3条関係)

中学生の学校体育活動

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大会種別 | 交付金額 | 交付対象者 |
| (1人当たり) |
| (1)全国大会(公益財団法人日本中学校体育連盟主催大会) | 6,000円及び群馬県中学校体育連盟連から交付される派遣費補助金の補填 | 桐生市内の市立中学校及び義務教育学校に通学する者 |
| (2)関東大会(関東中学校体育連盟主催大会) | 群馬県中学校体育連盟連から交付される派遣費補助金の補填 |
| (3)全国大会(公益財団法人日本中学校体育連盟主催大会) | 6,000円 | 桐生市内の私立中学校に通学する者 |

備考

桐生市内の市立中学校及び義務教育学校に通学する生徒について、群馬県中学校体育連盟から交付される派遣費補助金の補填として、次の算出基準により算出した金額を交付する。

1　交通費相当額は、桐生駅(新桐生駅)から目的地まで最も経済的な通常の交通機関を利用し、次の各号によって算出された額とする。ただし、新里中学校及び黒保根学園生徒については、学校が所在する最寄りの駅からとする。

(1)　普通運賃は、往復学生割引運賃とする。ただし、学生団体扱いの場合は団体割引運賃とする。

(2)　急行料金は、関東ブロック内で行われる大会については原則として認めない。ただし、大会日程等により特に必要がある場合はこの限りでない。

(3)　特急料金は、原則として認めない。ただし、全国大会参加の場合で特に必要がある場合はこの限りでない。

(4)　滞在中の宿泊場所から競技場までの交通費は、通常の交通機関利用の実費とする。ただし、交通機関利用の便がない場合は車賃(陸路計算)による。

2　宿泊費・大会参加費等について、大会要項に定める金額を交付する。ただし、宿泊費の上限は、10,000円とする。

3　大会本部等から交通費及び宿泊費等の補助がある場合は、その補助額を前記金額から差引くものとする。

4　交付の対象は、大会要項に定める選手及び引率者とする。

様式第1号(第4条、第5条関係)

桐生市スポーツ・文化参加奨励金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

中体連主催大会報告書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

桐生市スポーツ・文化参加奨励金交付通知書

[別紙参照]